

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

かつらぎ町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

母子保健関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

和歌山県かつらぎ町長

## 公表日

令和2年1月15日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康保持及び健康増進に関する施策を実施する事務である。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務において利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア) 保健指導の実施および勧奨</li><li>イ) 新生児の訪問指導の実施</li><li>ウ) 健康診査の実施および勧奨</li><li>エ) 妊娠届の受理とこれに係る事実審査</li><li>オ) 母子健康手帳の交付</li><li>カ) 妊産婦の訪問指導の実施と診察勧奨</li><li>キ) 低体重児届の受理とこれに係る事実審査</li><li>ク) 未熟児の訪問指導の実施</li></ul> <p>なお、他の市区町村への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続し、中間サーバー、情報提供ネットワークを利用し事務を行う。</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア

## 2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 母子保健情報ファイル
- (2) 妊産婦基本情報ファイル
- (3) 乳幼児情報ファイル
- (4) 統合宛名ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法 第9条第1項、別表第一49項
--------	-----------------------

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第7号、別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出」が含まれる項	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課 〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地	電話0736-22-0300(代)
-----	---------------------------------------	-------------------

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	総務課 〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地	電話0736-22-0300(代)
-----	---------------------------------------	-------------------

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

麥更箇所